

近世の「賀来の市」における店について

津野義和

一

賀来の市は九月一日より九月十一日迄の十一日間（明治以前は八月一日より同十一日迄）の賀来社祭礼期間中開かれる。近世の市においては、店や見世物小屋が神社廻廊や境内・参道・川堤等に小屋掛をしていた。また富・相撲の興行も行われていた。

近村や、代参講を組織している遠隔地の参詣人等で、農閑期十一日間の市は相当に人出があり賑わった。その事は、府内藩「御用留日記」享和三年八月八日の条に

（前略）

依御宿願、賀来村善神之祭礼為警固、以来御紋付之提灯、壹対御免候、為其仍如件

享和三癸亥年

八月八日

由原山金藏院

木戸庄右衛門

中村段右衛門

とあつて、参詣者及び店や見世物取締のために御紋付提灯が藩より出されるようになったことでも察せられる。そこで、出店の状態と、それが農村生活に及ぼした影響について、次に考察してみよう。

市には遠国の商人がやつて来て店を出していた。それは府内藩「郡代覚書」文政五年八月二日の条に次の記事があることによつて明らかである。

一、枇杷葉湯売

京都二条通り

曾 八

一、ういらう売

小田原

文 吉

右之者共、賀来村嘉右衛門与申者之処留宿仕申候而、善神王宮市中来ル十一日迄商売仕度奉願候、此段宜被仰上可被下候以上

午 八 月

手 代 宛

賀来村組頭

藏右衛門 彦右衛門

同村大庄や

安部源五右衛門

即ち、京都の曾八、小田原の文吉等二名が賀来村の嘉右衛門宅に宿泊し、市中十一日間、枇杷葉湯・ういらう売の商売をしたいからと、賀来村組頭、大庄屋を通じて藩に願出ている。

さらに「府内藩記録」をみると次の様な記録もある。

○文久二年八月三日の条

一 熊のぬ丸

豫州今原

由 太 郎

一 阿免売

越 後

梅 吉

○文政五年八月二日の条

一 小川魚小屋

賀来村

源 兵 衛

○天保九年

近世の「賀来村の市」における店について

一 売 薬 京 都 半 兵 衛 助

○弘化二年

一 虎 薬 肥 後 熊 本 清 兵 衛

新 吉

一 飴 売 " 長 五 郎

一 枇 杷 葉 湯 売 浜 脇 伊 助

○文久三年

一 茶 売 尾 脹 (ママ) 礼 治

一 枇 杷 湯 売 " 岩 吉

この様に遠く越後・尾張・小田原・京都・伊予・熊本等から商人が来て小屋掛をし、枇杷葉湯・ういらう・飴・茶・熊の膽丸・虎薬等を売っていたのである。ういらうとは、透頂香とも云われた薬で、近松の「丹波与作」上に「ヲ、飲みこんだ、小田原ういらう」とある様に、小田原の名物であつた。②なお、虎薬とはどんな薬であつたか明らかでない。

また左の如く、府内城下や領内各村からも多くの商人がやつて来て小屋掛をしていた。(府内藩「郡代覚帳」文政五年七月の条)

小屋掛願 奉願覚

一、本小屋 賀 来 村 久 作 一、 同 村 太 四 郎

一、 " 同 村 悦 右 衛 門 一、 同 村 角 右 衛 門

一、 " 同 村 義 右 衛 門 一、 " 国 分 村 伴 四 郎

一、	〃	国分村	平四郎	一、	〃	同村	惣六
一、	〃	三船村	代吉	一、	〃	田浦村	応吉
一、	〃	萩原村	清右衛門	一、	〃	米屋町	七右衛門
一、	〃	大工町	早右衛門	一、	〃	大工町	幸次郎
一、	〃	室町	伊兵衛	一、	〃	古市町	与右衛門
一、	〃	魚町	富吉	一、	〃	田町	久兵衛

十八人

右之者共、例年之通、来ル八月朔日より十一日迄、市中小屋掛仕、商売仕度段奉願候、願之通被為仰付被下候ハ、難有奉存候、此段宜被仰上可被下候 以上

午 七月

賀来村組頭 蔵右衛門
 同 彦右衛門
 同村大庄や 安部源五右衛門

この文書は、文政五年八月朔日から十一日迄の賀来の市間に小屋掛をして商売をした賀来村・国分村（現大分村）・三船村（現挾間町）・萩原村・田浦村及び、府内城下の米屋町・大工町・室町・古市町・魚町・田町（現大分市）の商人達が、其旨を賀来村組頭・大庄屋に届出たのを一括して、組頭・大庄屋が連名の上、代官手代宛にその許可を願ひ出たものである。これは更に代官―郡奉行―家老と渡つていき、ここで決裁されたであらう。

この文書には、各商人の扱う商品の種類や、その価格・数量等は記されていない。また府内藩記録や賀来村大庄屋記録中にも、これらの具体的品名・数字を記したのを見出しえなかつた。そこで、賀来の市につづいて八月十五日より同じ柞原放生会の賑いとして開かれた浜之市で取扱われた商品を、府内藩「御用留日記」元禄十一年九月十二日、同十六年九月四日の条か

近世の「賀来の市」における店について

ら参考までに拾つてみると、

七島蕨・茅蕨・竹皮・米・大豆・小豆・小麦・種子・胡麻・酒・酢・味噌・醤油・油・砂糖・たうふ・まんぢう・ところてん・すし・柿・栗・茶・たばこ・昆若玉・鯉節・塩魚・木綿・島毛綿・紙子・唐津物・菓子・うどん・樋・細工物・古手足袋絹物・薬種並びに合薬

等がみえる。そこで賀来の市に於いても、此の種類のものが扱われていたと考えられるであろう。しかし、農村である賀来村で開かれるこの市では、農産物は比較的少なく、他の海産物や日用雑貨・古手衣類等が主として売られていたのではなからうか。なお、古老の言によると、賀来の市は初物食いの市とも云われ、市で柿・栗・とうきび等の名物を食べれば自慢になると云われているので、新鮮な果物は多く商われたであろう。

次に府内より出店をする者の性格をみよう。府内藩に於いては、府内城下の商業保護のために、農村部の小売店を禁じていた。しかし、鬢附・元結・小切類・鼻紙・草履・草鞋・酢・醤油の販売は例外として許されていた。^③領内農村に於ける小売商業はこの様な状態であり、また地元賀来村にも小売店が無かつた。それであるのに、この記録には、賀来村やその近傍農村の者が小屋掛商いをしており、しかも府内藩記録の小屋掛願をみると、これら農村の者が、例年小屋掛をする人々の半数を占めているほどである。当時、田畑の収益のみでは生活出来なかつた百姓達は、平常諸所へ塩売・鍛冶入細工・樋輸入細工・小間物商い等の行商をして歩いていたのであるが、これらの百姓、商人が小屋掛商いをしたのであろう。

これに対して、府内城下の町より小屋掛をした者は、それぞれの住んでいる町名より推察すると、いわゆる商人であろうと考えられる。

以上、遠近商人の小屋掛についてみてきたが、なお「府内藩記録」中には、このほか同様の小屋掛願を出して許可された例が次の如く数多く見出される。^⑤

宝曆二年 「郡代覚書」

七月廿三日 二人

宝曆 二年 「御用留日記」 七月廿八日 廿八人

〃 六年 「〃」 七月廿六日 廿七軒

〃 七年 「郡代覚書」 七月廿七日 廿四人

〃 十一年 「御用留日記」 七月 十七人

〃 十二年 「〃」 七月廿五日 十九人

〃 十三年 「〃」 七月廿四日 十六軒

〃 十四年 「〃」 七月十三日 廿八人

明和 二年 「〃」 七月十八日 廿人

安永 六年 「〃」 〃 十九人

文政 六年 「〃」 七月 〃 十六人

天保 五年 「〃」 〃 〃 〃

天保 七年 「〃」 七月廿八日 (願のみで人数は不記)

弘化 二年 「〃」 七月 廿六人

弘化 四年 「〃」 七月廿八日 〃

嘉永 元年 「〃」 〃 廿七人

嘉永 五年 「郡代覚書」 〃 廿四人

嘉永 六年 「〃」 七月 廿二人

万延 二年 「〃」 七月十八日 廿人

文久 二年 「〃」 七月廿七日 廿二人

近世の「賀来の市」における店について

文久三年 「郡代覚書」

七月

廿一人

市の期間中、物品売買の小屋掛店のほか、猪口酒場も出されていた事が左記文書によつて判る。

〔文書一〕府内藩「御用留日記」天保十四年七月の条

奉願 上口上之覚

一、賀来村惣五郎 喜助 蔵右衛門 徳次郎 儀兵衛 宇作 祖右衛門 伊右衛門 喜市

猪口酒願

右之者共、兼而困窮罷在、田畑少々御座候ニ付、以前猪口酒売候儀奉願上候、蒙御免売来候処、去ル寅五月御指止被仰付、追々市中ニ相成候ニ付、乍恐段々御歎奉申上候処、格別之以御憐愍、市中御免被仰付被下候ハ、難有奉存候、此段宜被仰上可被下候、奉願上候、以上

卯 七月

賀 来 村 組 頭 孫 右 衛 門 同 福 次 郎

同 村 庄 屋 格 組 頭 政 右 衛 門

同 村 預 り 高 崎 村 大 庄 屋 格 佐 藤 与 次 右 衛 門

手 代 宛

〔文書二〕府内藩「御用留日記」天保十四年七月の条

乍 恐 御 歎 奉 申 上 覚

市 中 揚 酒 願

賀 来 村 政 右 衛 門

右之者、酒造株ニ而、前々より揚酒売来候ニ付、毎度御書付御歎奉申上候得共、奉願上候通被仰付不被為下、重々奉恐入候義奉存候へども、来ル八月朔日より市中丈之処、格別之以御用捨、酒看売買御救免被下置候様、御歎奉申上候、右奉願候通被仰付被下候ハ、重々難有仕合奉存候、此段宜被仰上可被下候、以上

卯 七月

賀来村 庄屋格 組頭 政右衛門

同村 預り高崎村大庄屋格 佐藤与次右衛門

永野十太夫様御手代

辻 伝兵衛殿

守 田 忠 市殿

〔文書一〕の猪口酒を売りたいと願出ている九名の者は、「兼而困窮罷在、田畑少々御座候ニ付、以前猪口酒売候儀奉三願上候、蒙三御免ニ売来候」というのであるが、恐らく農作だけでは生計がたふないということをお実にして常時猪口酒を売つてきた百姓であろう。それが天保十三年五月にさしとめられたわけであるが、賀来の市期間中だけ特別に許可してくれるよう願出たのである。これは恐らく許可されたのであろう、右のうち惣五郎・喜助・蔵右衛門・儀兵衛・宇作・喜市の六名は、これより後、弘化四年の市にも店を出している^⑥。なお、府内藩記録によると、後には賀来村でも常時自宅で猪口酒を売る百姓が現われたほどである。

〔文書二〕の賀来村の政右衛門は酒造株の者、即ち酒名代^⑦であり、以前から揚酒を売つていたが、最近御願いしても許可されない、それで今年の市だけは許可してくれる様に、と願出ているわけであるが、この政右衛門も弘化四年の市に店を出している^⑧。

猪口酒売は、市の期間中店を出し、酒と肴を売つていたのであるが、府内藩記録をみると同様の猪口酒願が左の如く出され許可されている。

弘化 四年	「御用留日記」	七月廿八日	九人
嘉永 元年	「 〃 〃 」	〃	一人
〃 五年	「郡代覚書」	〃	六人

近世の「賀来の市」における店について

嘉永 六年	「郡代覚書」	七月	五人
万延 二年	「 〃 〃 」	七月十八日	二人
元治 元年	「 〃 〃 」	七月廿九日	三人
		七月	二人

三

以上、賀来の市における小屋店についてみてきたが、その小屋店で取扱つた商品名や価格・数量を具体的に記した記録がないために、商業経済のほとんどを府内城下に依存していたらしい当時の、市の果した経済的役割を明確にし得なかつたのは、まことに残念である。しかし、取扱商品については同時的に開かれる浜の市のそれを参考にし、また主として販売された商品については、藩内農村における小売店の状態等の点から考察した結果、大体先に述べた如く、海産物・日用品・衣類・合菓・駄菓子・果物等、特に生活必需品が多く売買されたであろうと思われる。また農村娯楽的意義も強い祭礼期間中のことであるから、菓子・果物・猪口酒等も多く消費されたであろうと考えられる。

このように生活必需品の売買と慰安的品物の消費が行われたのであるから、賀来の市の小屋店が農村生活において重要な経済的・娯楽的役割を果していた事を知ることが出来るのである。

(大分郡内成小学校教諭)

註

- ① 祭礼期間中、特に卯酉年の一日・六日・十一日に行われる大名行列は有名である。
- ② 佐藤鶴吉編「元禄文学辞典」参照。
- ③ 「大分市史」七六四頁所収
- ④ 「大分市史」七六四頁参照

⑤ 天保年間殆ど届出ていないが、これは風水害や大火災・病虫害等のために、事実市は行われなかつたのであろう。

⑥ 府内藩「御用留日記」弘化四年七月廿六日の条に左の如く記されている。

一、同日賀来村善神王宮祭礼中、右之者共猪口酒商申度之趣、大庄屋組頭連印に而書付郡奉行指出候に付、願之通申渡之、藏右衛門、米右衛門、儀兵衛、喜助、宗五郎、喜市、政右衛門、祖右衛門、卯作

⑦ 府内藩に於ては酒造仲間を「酒名代」といい、酒造はこの株の後継者、又はその譲受人でなければできなかつた（大分市史、上巻参照）。賀来村についてみると、

府内藩「町郷中酒造米高寄帳」正徳六年正月廿八日の条に、

賀来村 瀬右衛門

延宝七己未年

一、米拾八石七斗五升

但賀来村作兵衛酒名代、宝永甲申年右瀬右衛門買之

元禄十年丁丑年

一、米拾八石七斗五升

但不造付酒場造米高載之

正徳五乙未年

一、米六石貳斗五升 但元禄十丁丑年造高三分一之分

但清酒壳申候

とあり、賀来村の酒名代は瀬右衛門一人である。正徳五年から天保十四年迄は百十四年間を経ているが、酒造はその株の後継者、又は譲受人でなければ出来ないという「定」が守られていたならば、天保十四年に於いても酒名代は政右衛門たゞ一人であつたと考えられる。

⑧ 註⑦の日記参照。

近世の「賀来の市」における店について